

林俊夫・弁護士著　　くらしの交差点「法学入門」全国信用金庫協会広報誌「楽しいわが家」1989年5月号を読む

### 人工授精—A I HとA I Dをめぐる法律問題

1. (1)医学技術の発達の結果、人工授精による出産が可能となった。  
(2)その人工授精は、子供が出来にくい夫婦に対する出産技術として高く評価されているが、同時に、親子関係や夫婦関係について新たな法律問題を生じさせている。
2. (1)ところで、人工授精というのは、一般には、男性の精液を人工的に女性の胎内に送り込み妊娠を導く方法をいうが  
(2)より正確には、①夫婦間での夫の精液を用いるケース(A I H)と、②夫以外の他の男性(ドナー)の精液を用いる(A I D)がある。
3. (1)まず、人工授精によって生まれた子供の法的地位はどうなるだろうか。  
(2)A I Hによって生まれた子供の場合には、まさに夫婦の子であるから、通常の出産のときと同様に、医師に出生証明書を書いてもらい、夫婦の嫡出子(実子)として役所に出生届を提出すればよい。
4. (1)A I Dによって生まれた子供の場合には問題がある。  
(2)この場合、血縁上は妻とドナーの子として半養子ともいえるが、現行法上半養子という制度は認められていない。  
(3)そこで、法律上は実子か養子か議論があるが、一般には次のように考えられている。
5. (1)この場合に、妻が夫の同意を得ていれば、原則として、夫は嫡出性の承認をしたものとして、その子は婚姻中の夫の子供として推定を受ける嫡出子(民法 772 条)と考えられる。よって、この場合には、A I Hと同様に処理すればよい。  
(2)しかし、夫の同意がないときは、夫は嫡出否認の訴え(民法 774 条)を提起できる。  
(3)また、夫の同意があるときでも、夫が海外出張中である等明らかに夫の子と推定することができない事情があれば、利害関係を有する者は誰でも親子関係存在の確認の訴えを提起することが可能となる。  
(4)このような場合には、A I Dによって生まれた子は、右の夫の相続人とはなれないし、また、何らかの事情で真の父親たるドナーを知ればドナーに対し認知の請求ができる等重大な法律問題が生じる。

6. (1)では、人工授精が夫婦関係に及ぼす影響はどうか。
  - (2)ここでは、夫の同意がないA I Dによる人工受精が離婚原因となるかが問題となる。
  - (3)まず、このA I Dが離婚原因としての不貞行為(民法 770 条 1 項 1 号)に該当するか。これは否定されよう。
  - (4)なぜなら、人工授精は医師の手で行われる治療行為の一種であり、姦通のような性行為を伴わないからです。
  - (5)しかし、夫の同意を得ずにA I Dをすることは、夫に対する背信的行為であり、婚姻を継続し難い重大な事由(770 条 1 項 5 号)に該当し、離婚原因となる。
  - (6)よって、この場合には、夫は妻に対し離婚請求ができることになる。
  
7. 以上によれば、人工授精を受ける場合には、子供の嫡出子たる地位を確保するためにも、離婚原因を生じさせないためにも、夫婦が合意の上でなす必要があるといえる。
  
8. なお、最近では、さらに、体外受精や代理母の法律問題も登場してきている。